

令和2年度答申第84号  
令和3年3月12日

諮問番号 令和2年度諮問第109号（令和3年3月1日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 被爆者健康手帳の交付申請却下処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「被爆者援護法」という。）1条2号所定の被爆者に該当すると主張して、A知事（以下「処分庁」という。）に対し、被爆者援護法2条1項の規定に基づき、被爆者健康手帳の交付申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人が上記被爆者に該当することを確認することができないとして、本件申請を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 1 関係する法令の定め

- (1) 被爆者援護法1条は、「被爆者」とは、同条各号のいずれかに該当する者であって、被爆者健康手帳の交付を受けたものをいうと規定し、同条2号には、「原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内に在った者」が掲げられて

いる。

- (2) 上記(1)の「政令で定める期間」については、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号。以下「被爆者援護法施行令」という。）1条2項が「長崎市に投下された原子爆弾については同年同月23日（注：昭和20年8月23日）まで」とすると規定している。また、上記(1)の「政令で定める区域」については、被爆者援護法施行令1条3項が「原子爆弾が投下された当時の別表第2に掲げる区域」とすると規定しており、別表第2（第1条関係）の2号には、B地付近が含まれている。
- (3) 被爆者援護法2条1項は、被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、その居住地の都道府県知事に申請しなければならないと規定し、同条3項は、都道府県知事は、申請者が被爆者援護法1条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に被爆者健康手帳を交付するものとして規定している。

## 2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成31年1月18日付けで、処分庁に対し、昭和20年8月11日頃、父のP（以下「父P」という。）及び母のQ（以下「母Q」という。）と一緒に、客船の船長をしていた叔父のR（以下「叔父R」という。）を探すため、父Pの友人の船でB地まで行き、被爆したとして、被爆者援護法2条1項の規定に基づき、被爆者健康手帳の交付申請（本件申請）をした。

なお、処分庁提出の「入市予想経路図」によると、B地は、爆心地から2キロメートル圏内に位置していると認められるから、審査請求人が入市したと主張する場所は、被爆者援護法施行令1条3項が定める「原子爆弾が投下された当時の別表第2に掲げる区域」内にあったといえる。

（被爆者健康手帳交付申請書、「審査票」と題する書面、入市予想経路図）

- (2) 処分庁は、令和元年12月23日付けで、審査請求人に対し、上記(1)の申請内容について関係資料等の調査を行ったが、審査請求人が入市したことを確認することができなかったとの理由を付して、本件申請を却下する処分（本件却下処分）をした。

（「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく被爆者健康手帳交付

申請の却下について」と題する書面)

- (3) 審査請求人は、令和2年1月28日、処分庁を経由して、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (4) 審査庁は、令和3年3月1日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、昭和20年8月11日頃、父P及び母Qと一緒に、叔父Rを探するため、B地まで行ったので、本件却下処分の取消しを求める。

## 第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 審査庁は、審理員意見書にあるとおり、審査請求人が被爆者援護法1条2号の要件に該当することを確認することができないとして、本件審査請求は棄却すべきであるとしている。

- 2 審理員の意見の概要は、以下のとおりである。

本件の争点は、審査請求人が被爆者援護法1条2号の要件に該当するか否かであるが、審査請求人が入市したことを客観的に確認することができる資料等は見当たらない。

したがって、本件却下処分は違法又は不当なものとは認められず、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

## 第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

- (1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手續に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求の受付(処分庁) : 令和2年1月28日

(審査庁) : 同年2月4日

反論書の提出期限 : 同年4月25日

審理員意見書の提出 : 同年11月30日

(反論書の提出期限から約7か月)

本件諮問 : 令和3年3月1日

(審理員意見書の提出から約3か月、審査

庁による受付から約1年1か月)

- (2) そうすると、本件では、反論書が提出されずにその提出期限を徒過して

約7か月を経過した後に審理員意見書が提出され、審理員意見書の提出から約3か月を経過した後に本件諮問がされた結果、本件審査請求の受付から本件諮問までに約1年1か月の期間を要している。しかし、反論書の提出期限の経過後に何らかの調査が行われた形跡はうかがわれず、審理員意見書の内容からも、その作成にこれだけの期間を要する事情があったとは考えられない。また、諮問説明書は、審理員意見書にあるとおり本件審査請求は棄却すべきであるという簡単な内容のものであるから、諮問説明書の作成に上記のような期間を要しなければならない事情があったとも考えられない。したがって、これらの手続が速やかにされていたならば、本件審査請求の受付から本件諮問までの期間は4か月程度で済んだものと考えられる。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を改善することにより、審査請求事件の手続の迅速化を図る必要がある。

(3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれず。

## 2 本件却下処分等の違法性又は不当性について

(1) 審査請求人は、処分庁からの聴取に対し、昭和20年8月11日、客船の船長をしていた叔父Rを探すため、父P及び母Qと一緒に、自宅(C地)を出発し、D漁港(現在のE漁港)から父Pの友人の船に乗ってF地に向かい、県庁近くのG地を経由して、B地まで行った(ただし、G地を出た後は、自分は船で寝ていたため、B地まで行ったということは、後に両親から聞いた。)と申述している(「審査票」と題する書面中の「面談」欄(〔入市日の行動について〕))。

しかし、父Pと母Qは、被爆者健康手帳を取得することなく、既に死亡しているため、両親から審査請求人の入市についての情報を得ることはできない。

また、審査請求人は、平成14年4月27日付けで、第二種健康診断受診者証の交付申請をしているところ、その交付申請書では、自宅近くで直接被爆したことを記載しているだけであって、「その他」欄(「あなたの被爆事実などについて、参考になることがあれば書いてください。」との注書きがされている欄)を見ても、本件申請に係る入市については全く言及をしていない。

(2) そこで、処分庁が、各都道府県、広島市及び長崎市に対し、審査請求人の主張と類似した内容で被爆者健康手帳を取得した者及び同行者(父P、

母Q及び父Pの友人)に関する資料等の有無について調査を依頼したが、該当する資料や参考となる資料の提供はなかった(「被爆者健康手帳交付申請に係る調査について(依頼)」(平成31年4月5日付け)と題する書面及びその回答)。

さらに、審査請求人から「叔父は県庁近くの棧橋でお客を降ろしてすぐ被爆したと聞いた。」との申述があったことから、処分庁が、各都道府県、広島市及び長崎市に対し、叔父Rの被爆者健康手帳申請歴について調査を依頼したが、該当する者は見当たらなかった(「審査票」と題する書面中の「関係調査」欄、「被爆者健康手帳交付申請に係る調査について(依頼)」(令和元年12月9日付け)と題する書面及びその回答)。

(3) なお、審査請求人は、姉のS(以下「姉S」という。)を証明人とする審査請求人の「被爆証明書」を提出しており、その内容は、上記(1)の審査請求人の申述内容を裏付けるものである。しかし、上記「被爆証明書」は、姉Sの夫が姉Sから聞いたことを代筆したという内容のものであること、処分庁からの聴取に対し、審査請求人が、姉Sに被爆証明書への記入を依頼した際、姉Sから「同行していないので、入市当時の様子はわからない」と言われたと申述している(「審査票」と題する書面中の「面談」欄(「入市を証明するもの及び証明者について」))ことからすると、上記「被爆証明書」の信ぴょう性には疑義がある。

(4) 上記(1)から(3)までで検討したところによれば、審査請求人が入市したとは認めることができないし、一件記録を精査しても、審査請求人が入市したことを確認することができる資料は見当たらない。

そうすると、審査請求人は被爆者援護法1条2号所定の被爆者に該当しないから、本件却下処分は違法又は不当であるとはいえない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	中	山	ひ	と
委	員	野	口	貴	公
					美